

公開買付説明書の訂正事項分 (6回目)

2021年7月

株式会社シティインデックスイレブンス
(対象者：日本アジアグループ株式会社)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社シティインデックスイレブンス
【届出者の住所又は所在地】	東京都渋谷区東三丁目22番14号
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東三丁目22番14号
【電話番号】	03-3486-5757
【事務連絡者氏名】	代表取締役 福島 啓修
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社シティインデックスイレブンス (東京都渋谷区東三丁目22番14号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社シティインデックスイレブンスをいいます。
(注2) 本書中の「対象者」とは、日本アジアグループ株式会社をいいます。
(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注5) 本書提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2021年4月27日付で提出した公開買付届出書(2021年4月28日付、同年5月11日付、同年6月2日付、同年6月15日付及び同年6月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、①2021年6月30日から対象者と協議を再開したことに伴い、「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」及び同「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の変更が必要となり、②対象者が2021年6月30日付で事業年度第34期(自2020年4月1日至2021年3月31日)に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、「第5 対象者の状況」の「4 継続開示会社たる対象者に関する事項」の「(1) 対象者が提出した書類」の「①有価証券報告書及びその添付書類」の変更が必要となり、③対象者が2021年6月30日に「株式会社シティインデックスイレブンスらによる当社株式を対象とする大量買付行為への対応方針(買収防衛策)の有効期間満了による終了に関するお知らせ」を公表したことに伴い、「第5 対象者の状況」の「6 その他」への追記が必要となったことから、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の9第3項及び府令第24条第5項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

6 その他

II 公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

その後、公開買付者は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の通り、対象者からの協議再開の申し入れにより、対象者との間で、2021年6月4日から同月11日まで、(i)対象者による自己株式の公開買付けの可能性、(ii)対象子会社の売却方法、(iii)対象者の継続事業の対応について協議を行いました。また、対象者から、公開買付者に対し、2021年6月11日付「要望書」(以下「6月11日付対象者要望書」といいます。)により、本公開買付けへの対応に関して要望があり(6月11日付対象者要望書の概要は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。)、公開買付者は、2021年6月15日、本公開買付価格を910円から960円に50円引き上げることを決定いたしました。

(訂正後)

<前略>

その後、公開買付者は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の通り、対象者からの協議再開の申し入れにより、対象者との間で、2021年6月4日から同月11日まで、(i)対象者による自己株式の公開買付けの可能性、(ii)対象子会社の売却方法、(iii)対象者の継続事業の対応について協議を行いました。また、対象者から、公開買付者に対し、2021年6月11日付「要望書」(以下「6月11日付対象者要望書」といいます。)により、本公開買付けへの対応に関して要望があり(6月11日付対象者要望書の概要は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。)、公開買付者は、2021年6月15日、本公開買付価格を910円から960円に50円引き上げることを決定いたしました。

上記協議期間の最終日である2021年6月11日の翌日である同月12日から同月29日まで、公開買付者は、対象者との協議を行っていませんでしたが、2021年6月29日付の公開買付届出書の訂正届出書の提出により本公開買付期間が同年7月15日まで延長されたのを受けて、同年6月29日、対象者から公開買付者に対して、上記協議期間の協議事項のうち、上記(i)を除く(注10)、上記(ii)対象子会社の売却方法及び上記(iii)対象者の継続事業の対応について協議再開の申入れがあり、翌30日から協議を再開いたしました。本公開買付期間中に再度協議を行うこととした理由は、従前、本公開買付期間が2021年6月29日をもって終了することを前提として本公開買付け終了後に協議を再開する予定であったところ、本公開買付期間が同年7月15日まで延長されたことにより、本公開買付けの終了を待っていては従前予定していた協議再開時期よりも約半月も協議再開が遅れることとなるためです。また、協議再開後の協議期間については、当初は2021年7月2日までとした上で必要に応じて延長する予定ですが、遅くとも本公開買付期間の終了日である同月15日までに終了させる予定です。

(注10) 公開買付者は、対象者が上記協議期間の協議事項のうち上記(i)を除いた理由として、6月11日付対象者要望書による対象者の公開買付者に対する「公開買付者が、本公開買付価格を、対象者が対象者株主還元策プレスリリース記載の『第二の創業』に関する施策を実施していれば株主還元策として実現できたであろう適切な金額(6月11日付対象者要望書に、当該金額は、金融機関の支援が得られない場合における、山下氏以外の対象者株主を対象とする自己株式の取得に係るシミュレーションで算出された金額を指し、本公開買付価格を50円程度引き上げた価格であると推計されると記載しています。))と同等以上の価格とすること」との要望に応じて、公開買付者が本公開買付価格を910円から50円引き上げて960円としたことによるものと考えております。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

(v)本公開買付け開始後における対象者との協議

<中略>

その後、対象者が2021年6月18日に公表した「株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(中立)のお知らせ」と題するプレスリリース及び対象者が同日に関東財務局長に提出した意見表明報告書の訂正報告書によれば、対象者は、2021年6月18日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して中立の立場をとること、及び、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(v)本公開買付け開始後における対象者との協議

<中略>

その後、対象者が2021年6月18日に公表した「株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(中立)のお知らせ」と題するプレスリリース及び対象者が同日に関東財務局長に提出した意見表明報告書の訂正報告書によれば、対象者は、2021年6月18日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して中立の立場をとること、及び、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記協議期間の最終日である2021年6月11日の翌日である同月12日から同月29日まで、公開買付者は、対象者との協議を行っていませんでしたが、2021年6月29日付の公開買付届出書の訂正届出書の提出により本公開買付期間が同年7月15日まで延長されたのを受けて、同年6月29日、対象者から公開買付者に対して、上記協議期間の協議事項のうち、上記(i)を除く、上記(ii)対象子会社の売却方法及び上記(iii)対象者の継続事業の対応について協議再開の申入れがあり、翌30日から協議を再開いたしました。本公開買付期間中に再度協議を行うこととした理由は、従前、本公開買付期間が2021年6月29日をもって終了することを前提として本公開買付終了後に協議を再開する予定であったところ、本公開買付期間が同年7月15日まで延長されたことにより、本公開買付けの終了を待ってからは従前予定していた協議再開時期よりも約半月も協議再開が遅れることとなるためです。また、協議再開後の協議期間については、当初は2021年7月2日までとした上で必要に応じて延長する予定ですが、遅くとも本公開買付期間の終了日である同月15日までに終了させる予定です。

<後略>

第5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度 第32期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
2019年6月25日 関東財務局長に提出
事業年度 第33期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
2020年6月25日 関東財務局長に提出
事業年度 第34期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
2021年6月30日 関東財務局長に提出予定

(訂正後)

事業年度 第32期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
2019年6月25日 関東財務局長に提出
事業年度 第33期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
2020年6月25日 関東財務局長に提出
事業年度 第34期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
2021年6月30日 関東財務局長に提出

6 【その他】

(訂正前)

<前略>

(6) 「当社の子会社株式の売却プロセスの進捗状況及び当社の株主還元に係る施策の検討状況に関するお知らせ」の公表

対象者は、2021年6月11日に「当社の子会社株式の売却プロセスの進捗状況及び当社の株主還元に係る施策の検討状況に関するお知らせ」を公表しております。当該公表文によれば、対象者は、複数の売却候補者から、対象子会社それぞれについて、対象子会社の株式の譲渡価額等の条件を含む法的拘束力を有する最終意向表明書を受領したとのことです。また、対象者は、公開買付者に対し、3つの条件の応諾可否に係る回答を求め、公開買付者からの回答の内容及び趣旨について慎重に検討し、対象者特別委員会による答申を踏まえ、本公開買付けに対する意見を決定し、表明する予定とのことです。詳細は、対象者が2021年6月11日に公表した「当社の子会社株式の売却プロセスの進捗状況及び当社の株主還元に係る施策の検討状況に関するお知らせ」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

(6) 「当社の子会社株式の売却プロセスの進捗状況及び当社の株主還元に係る施策の検討状況に関するお知らせ」の公表

対象者は、2021年6月11日に「当社の子会社株式の売却プロセスの進捗状況及び当社の株主還元に係る施策の検討状況に関するお知らせ」を公表しております。当該公表文によれば、対象者は、複数の売却候補者から、対象子会社それぞれについて、対象子会社の株式の譲渡価額等の条件を含む法的拘束力を有する最終意向表明書を受領したとのことです。また、対象者は、公開買付者に対し、3つの条件の応諾可否に係る回答を求め、公開買付者からの回答の内容及び趣旨について慎重に検討し、対象者特別委員会による答申を踏まえ、本公開買付けに対する意見を決定し、表明する予定とのことです。詳細は、対象者が2021年6月11日に公表した「当社の子会社株式の売却プロセスの進捗状況及び当社の株主還元に係る施策の検討状況に関するお知らせ」をご参照ください。

(7) 「株式会社シティインデックスイレブンスらによる当社株式を対象とする大量買付行為への対応方針(買収防衛策)の有効期間満了による終了に関するお知らせ」の公表

対象者は、2021年6月30日に「株式会社シティインデックスイレブンスらによる当社株式を対象とする大量買付行為への対応方針(買収防衛策)の有効期間満了による終了に関するお知らせ」を公表しております。当該公表文によれば、対象者は、2021年3月9日付で①公開買付者らによる対象者株式を対象とする大量買付行為及び②公開買付者らによる対象者株式を対象とする大量買付行為の具体的かつ切迫した懸念が継続している環境下において企図されるに至ることがあり得る他の大量買付行為への対応方針を導入していたとのことですが、当該対応方針の有効期間は、原則として、2021年開催の対象者定時株主総会後最初に開催される対象者取締役会の終結時までとなっているところ、対象者は、2021年6月30日開催の対象者取締役会において、かかる有効期間満了をもって当該対応方針を終了させることを決議したとのことです。詳細については、対象者が2021年6月30日に公表した「株式会社シティインデックスイレブンスらによる当社株式を対象とする大量買付行為への対応方針(買収防衛策)の有効期間満了による終了に関するお知らせ」をご参照ください。

II 公開買付届出書の添付書類

対象者が2021年6月30日付で事業年度第34期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本書に添付いたします。